

福岡県大川市立川口小学校におけるサッカーゴール事故

調査委員会 報告書

平成31年3月

大川市学校安全調査委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 調査委員会について	1
III. 本件事故の概要及び調査	3
1. 本件事故の概要	3
2. 本件事故の発生状況	4
3. 本件事故の発生場所	6
4. 本件事故の初期対応	9
5. 本件事故発生 of 調査結果（学校が行った基本調査）や聴き取り 調査と提言	10
(1) 学校経営・運営にかかる計画・実施に関する事項	10
① 「安全点検管理マニュアル」について	
② 「学校施設設備の貸し出し」について	
③ 「緊急対応マニュアル」について（1）	
④ 「緊急対応マニュアル」について（2）	
⑤ 「スポーツ器具等の取扱い」について	
(2) 安全管理（安全点検）に関する事項	15
⑥ 「日常の安全点検」について	
⑦ 「安全点検の実施」について	
⑧ 「安全点検に係る評価」について	
(3) 安全教育（学習・指導）に関する事項	17
⑨ 「授業前における安全点検」について	
⑩ 「授業の変更」について	
⑪ 「授業前の注意」について	
⑫ 「試しのゲームの設定」について	
⑬ 「安全に行動できる態度の育成」について	
⑭ 「危機管理に関する校内研修」について	
(4) 教育委員会に関する事項	22
⑮ 「被害者家族への説明責任と配慮」について（1）	
⑯ 「被害者家族への説明責任と配慮」について（2）	

IV. 事故（災害）発生報告書	26
V. 学校事故対応に関する基本調査報告書	28
VI. 事故に関する質問・意見及び聴き取り結果	38
VII. 学校の運営組織等	40
1. 校務分掌組織	40
2. 主任等の職務内容	41
3. 学級別時間割	43
VIII. おわりに	46

I. はじめに

本報告書は、平成29年1月13日に発生した福岡県大川市立川口小学校（以下「学校」という。）のサッカーゴール事故（以下「本件事故」という。）について、原因の解明、学校及び大川市教育委員会（以下「市教委」という。）の対応の調査、検証並びに今後の再発防止に関する提言を行うために設置された「大川市学校安全調査委員会」（以下「調査委員会」という。）の検証結果及び提言をまとめたものである。

II. 調査委員会について

1. 設置の目的

調査委員会は、本件事故の原因の解明、学校及び市教委の対応の調査、検証並びに今後の再発防止に関する提言を行うことを目的としている。申し上げるまでもなく、調査委員会では中立的立場から議論を重ね、調査や検証、提言の公平性を確保している。

なお、責任追及や処罰等を目的とした組織ではないことを申し添えておく。

2. 調査委員会委員

	氏名	団体名及び役職
委員長	石橋良知	前大川市教育長
副委員長	中馬充子	西南学院大学 人間科学部 教授
委員	本多壮太郎	福岡教育大学 教育学部 准教授
委員	高宮博樹	医師
委員	吉丸英明	大川市体育協会会長
委員	石橋祥二	大川市PTA連合会役員
委員	石山裕一郎	大川市PTA連合会役員
委員	武下英俊	小学校長
委員	古賀孝志	中学校長
委員	椛島元	小学校体育担当教諭
委員	中村和滋	中学校体育教諭

3. 開催日時、場所及び議題

第1回

平成29年2月2日（木）17:00 大川市役所3階 大会議室

- ① 会議の運営方法について
- ② 基本調査報告書等について
- ③ 学校施設の現状について
- ④ その他・次回の議題及び日程について

第2回

平成29年2月20日（月）17:00 大川市役所3階 大会議室

- ① 委員からの質問に対する聴き取り調査結果について
- ② 他の学校の現状について
- ③ 委員からの要望について
- ④ その他

※学校運動場の現地調査

第3回

平成29年2月27日（月）17:00 大川市役所3階 大会議室

- ① 第1回・第2回の会議の整理について
- ② 関係者（校長・教頭）への質問等について
- ③ 被害児童の保護者からの要望について
- ④ その他

第4回

平成29年3月23日（木）17:00 大川市役所3階 大会議室

- ① 明らかになった課題に対する提言
- ② 提言内容に対する質問・意見
- ③ その他

第5回

平成29年4月13日（木）17:00 大川市役所3階 大会議室

- ① 提言書（案）について
- ② その他

4. 調査・検証方法

○ 調査委員会においては、以下のような手順で情報収集・整理を進めることとした。

- ① 基本調査の確認

基本調査の経過、方法、結果の把握、関係する教職員や児童等に対する追加調査実施の必要性の有無

② 学校以外の関係機関への聴き取り

スポーツ関係機関や医療機関等、これまで対応していた行政機関等への聴き取り依頼

③ 本件事故が発生した場所（グラウンド：ゴールポスト付近）等における現地調査（安全点検）

○ 上記の情報収集においては、事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう必要な情報を下記のような状況や、当該学校の年間教育指導計画等を参考に行うこととした。

- ・ 事故当日の児童生徒等の健康状態等
- ・ 死亡事故に至った経緯、事故発生直後の対応状況（AEDの使用状況、救急車の出動情報、救急搬送した医療機関の情報等）
- ・ 教育活動の内容、安全点検マニュアル・危機管理マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）、施設・設備状況に関すること（ハード面）
- ・ 教育活動が行われていた状況（環境面）
- ・ 担当教諭（担任等）の状況（人的面）
- ・ 事故が発生した場所の見取図等

Ⅲ. 本件事故の概要及び調査

1. 本件事故の概要

平成29年1月13日（金）9時40分頃、運動場において4年1組と2組の合同体育学習（サッカー学習）試しのゲーム中、キーパーをしていた児童Aは、味方がゴール決めたことを喜び、自陣のゴール（鉄製 縦約2m、横約3m、重さ60～80kg）の上部から垂れ下がったゴールネット用の太いロープにぶら下がったところ、ゴールが揺れたため落下し、倒れかかったゴール上部のバーが児童Aの肩から背中部分に当たった後、下敷きとなった。

児童Bが、担任の指示で保健室の養護教諭に知らせる。現場に到着した養護教諭は、児童Aの状態から職員室に自ら走り、教頭に担架を要請し、児童Aの所に戻りバイタルを確認した。

そこへ校長と教頭、6年2組の担任が担架を持って駆けつけ、児童Aを保健室へ搬送した。

校長は救急車を要請し、児童Aは高木病院へ搬送され、その後、ドクターヘリにより久留米大学高度救命救急センターへの移送後、死亡が確認された。

2. 本件事故の発生状況

事故当日の第1校時（8時55分～9時40分）、運動場において体育（サッカー）の授業中、授業の前半はサッカーの基礎練習であるパスやドリブルを学習した。9時27分頃、各担任は4年1組と2組をそれぞれ2グループに分け、9時30分頃から2つのコート（1組はコート2、2組はコート1）で試しのゲームを始めた。児童Aは、コート2のゴールポスト④のキーパーの位置について。

9:40	児童Aのチームが得点を上げる。キーパーをしていた児童Aは喜び、自陣のゴールから垂れ下がったネットの太いロープにぶら下がり、ゴールが揺れたため落下し、落ちたところに倒れかかったゴール上部のバーが児童Aの肩から背中の部分に当たった後、下敷きになった。担任が、コート内で活動中の児童の「あ！」というような声を聞いて振り向き、児童Aがゴールポスト④と地面の間に挟まれているのに気付き、養護教諭へ知らせる。
9:41	現場に駆け付けた養護教諭は、職員室の校長及び教頭へ伝え、担架を持ってくるよう要請する。現場での様子を確認した校長は、速やかに救急車で搬送を指示する。
9:44	教頭が消防署へ連絡する。
9:45	担任が保護者へ連絡する。
9:46	教頭が市教委へ事故の一報を入れる。
9:51	救急車が到着。救急隊は意識が徐々に低下していることから緊急搬送の必要性があると判断する。
10:00	高木病院へ緊急搬送が開始される。高木病院の診断では腹部内に出血があり、出血性ショック状態にあるとの

	判断から緊急手術に入る。
10 : 30	学校で緊急職員会議を行い、職員へ事故の概要と子どもたちの心のケアについて指示をする。
10 : 35	ドクターヘリによる久留米大学高度救命救急センターへの搬送を判断される。
11 : 05	ドクターヘリで搬送を開始する。同時刻に教頭が市教委に状況を報告する。
11 : 08	市教委事務局職員が学校を訪れ、校長と今後の対応を話し合う。
11 : 15	校長が久留米大学高度救命救急センターへ向かう。
11 : 20	警察官が来校し、事情聴取を始める。
12 : 05	校長が久留米大学高度救命救急センターへ到着する。警察官から担任への事情聴取が始まる。
12 : 07	市教委から学校に対して今後の対応（報道機関対応含む）の指示が行われる。
12 : 15	市教委事務局職員が、久留米大学高度救命救急センターへ向かう。
12 : 25	緊急職員会議において、教頭が①下校時刻変更（14 : 00）②子どもの心のケアへの対応③今後行う対応一本化の3点について指示する。
13 : 00	市教委から学校に対して夕刻に記者会見を開催する旨を連絡する。あわせて事故を見た子どもへの対応と保護者への連絡を含め指示がある。
13 : 30	校長から学校に対して児童が亡くなったとの連絡が入る。

< 備考 >

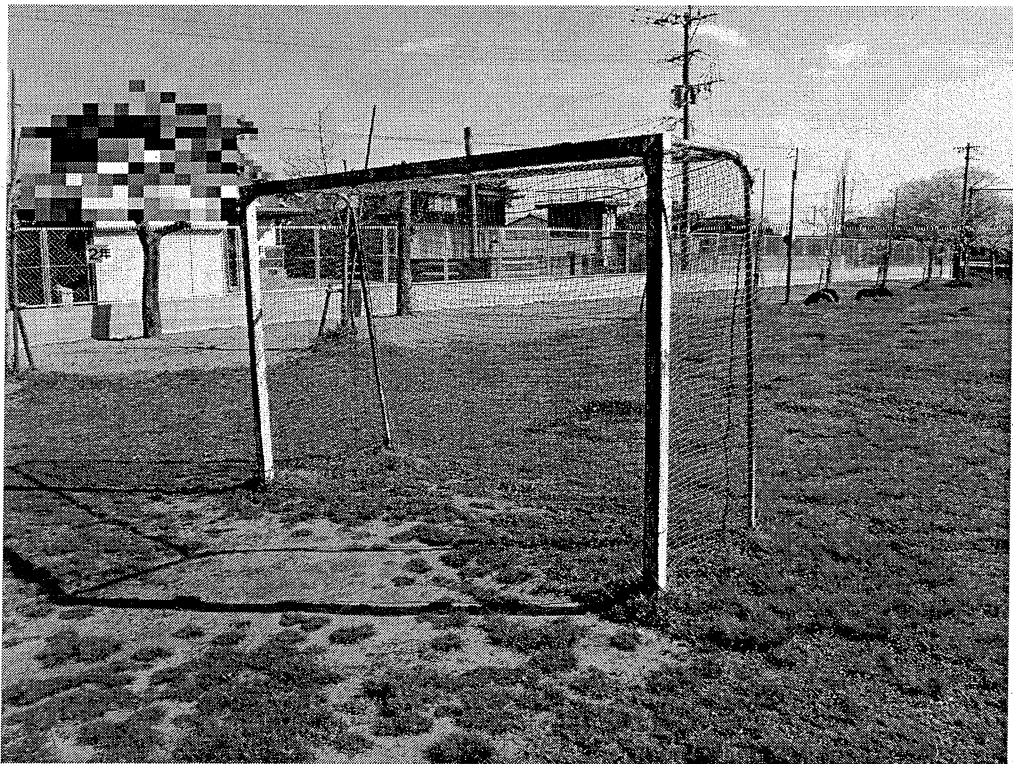
事故発生時の概況

- ・天 候 晴
- ・コート 芝生
- ・コート 1 のゴールポスト間の距離 約 25m （ P 6 参照）
- ・コート 2 のゴールポスト間の距離 約 45m （ P 6 参照）

(2) 運動場全景 (運動場東側から西向きに撮影)



(3) 同型のゴールポスト



(4) 4年1組担任の位置から見たコート2



(5) 4年2組担任の位置から見たコート1



4. 本件事故の初期対応

(1) 学校の初期対応

○緊急職員会議（10：30）を開催し、教頭が職員室において職員へ事故の一報と学級での指導事項を以下のとおり指示した。

- ・クラスの担任より事故発生を児童に知らせること
- ・児童に対してゴールポストにぶら下がらないよう指導すること

○緊急職員会議（12：25）を開催し、以下の3点について確認した。

- ・児童の下校時刻（14：00）
- ・子どもの心の動揺を防ぐための指示
- ・報道機関への窓口の確認（教頭）

○病院での対応

- ・高木病院の搬送から久留米大学病院への転院まで、校長及び関係教職員が随行し、被害児童の保護者に寄り添うとともに、情報の共有化を図った。

○家庭訪問等

- ・保護者への校内事故の発生と下校時刻の変更をメール配信（12：39）し、被害児童以外の保護者の問合せに対応する。

また、4年生保護者に対し、緊急の家庭訪問実施をメール配信（17：14）し、管理職・担任の2チームに分担して、当日から翌日にかけて、「事故の概要」と「心のケア」についての説明を行うこととした。

○記者会見・お通夜・葬儀の対応

- ・記者会見を教育委員会単独で開催することの了承を得るとともに、自宅での会葬、お通夜、葬儀において、学校教職員及び、市長も含めた市教育委員会職員による会葬の承諾をいただき参列した。

○緊急保護者説明会

- ・川口小学校PTA会長と電話連絡を行い、緊急保護者説明会を翌日（14日15：00）開催することを決定し、被害児童保護者の了解を得ることとした。翌日、PTA役員会開催後、学校の体育館において、事故の概要・原因、再発防止、

心のケア等について説明が行われた。

(2) 教育委員会の初期対応

○学校からの支援要請を受け、指導主事を派遣し次の5点について指導・助言を行うこととした。(13:00)

- ・記者会見の実施(16:00)
- ・今後の報道機関対応窓口の変更(学校→教育委員会)
- ・4年生児童全員の家庭訪問の実施
- ・緊急支援としてSC(スクールカウンセラー)及びSCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)等の派遣決定
- ・事故対策の窓口を市教委に変更(学校校長室:現地対策室)

○報道機関対応の一本化と記者会見等情報の公表

- ・学校が事故直後の対応(児童・保護者対応)に専念できるようにするため、報道機関対応の窓口を市教委に変更することにした。

○関係機関との調整

- ・情報公表のための正確な情報の把握が必要となることから、筑後警察署との連携を図り事情聴取等に対する協力体制を図るとともに、職員への聴き取り調査や現場検証情報の確実な共有化を図った。

5. 本件事故発生の調査結果(学校が行った基本調査)や聴き取り調査と提言

調査委員会では、基本調査や校長・教頭からの聴き取りにより明らかとなった16の課題について提言を行った。

(1) 学校経営・運営にかかる計画・実施に関する事項

【質問】→校長・教頭

本年度の教育指導計画の中に、安全教育に関する具体的な危機管理・緊急対応マニュアルが見当たらないのはどうしてですか。

【聴き取り結果】

危機管理マニュアルの中に、緊急対応マニュアルを入れることで、改訂しようと7月に教頭へ指示したが、教頭が新し

く改訂したものの、教職員に研修・啓発することを失念していた。

【課題の明確化】

本年度の学校経営要綱に「安全点検の徹底と危機管理マニュアルの確認」とあり、健康教育の保健教育で救急体制が計画されている。

しかし、教育指導計画書には具体的なマニュアルは見当たらず、改訂しようとした元々の危機管理マニュアルは実効性のあるものであったのか疑問である。教育指導計画書とは別冊でつくられていたとしても、その存在が教職員に徹底していなかったことが聴き取りの中でも明らかである。

【提言①】「安全点検管理マニュアル」について

学校の管理者は、様々な危機に対応できるよう安全管理・緊急対応マニュアルを作成し、全職員がその重要性や内容・方法等を認識し実行できるよう、定期的・実践的な訓練等を通じて関係者に十分に周知徹底する必要がある。

教職員は、日常的に危機意識を持って教育活動に取り組み、マニュアルをもとに対応のあり方について把握し、実行できるようにする。また、危機管理に関する研修等を通じて状況に応じた的確な判断や機敏な行動ができるよう対応能力（事前対応、発生時対応、事後対応）を高めておく必要がある。

教育委員会は、学校の安全管理・緊急対応マニュアルの作成状況及び教職員への周知方法等を把握し、学校訪問等を通じて実効性の是非について指導助言を行う。

【質問】→校長

本年度の教育指導計画の各月の学校運営計画に、「8月施設設備の安全管理・学校開放への指示に関して」とあるが、その管理・指導内容を教えてください。

また、外部指導者に対して、貸し出しの際、安全教育に関する指導や貸し出し上の安全管理等の使用義務を課しているのですか。

【聴き取り結果】

今年度は、施設設備の安全管理の指導を8月に予定していたが、忘れて行っていない。

また、外部指導者への安全教育や安全管理等の使用義務を課していない。

【課題の明確化】

学校の施設設備の一般の使用に関しては、大川市立小学校並びに中学校施設使用条例に基づき、使用者に対して、使用上の取り扱い方を遵守するように求めている。

また、教育委員会管理規則により、施設管理については、使用上の注意や指導等、校長に委任している。

【提言②】「学校施設設備の貸し出し」について

学校施設の安全な利用の前提となる学校安全計画は、毎年度、前年度の学校安全の取り組み状況を踏まえ、校長を中心として作成されるべきものである。また、施設・設備の日常的な変化については、教職員が学校において点検が必要な項目を認識した上で、学校安全計画に基づき、安全点検を行うことが重要である。その際、児童生徒や保護者の目線を含めた多面的な安全点検が行われるよう工夫することも有効である。

学校は、学校開放の理念に基づき、遵守事項を明記した外部貸し出しマニュアルを整備するとともに、特に次のことを確認し運用すべきである。

- ・利用者において、施設利用中の責任者を明確にする。
- ・学校施設の利用は、利用者の自己責任のもととする。
- ・使用後の確実な現地確認を行い、問題がある場合は使用者への指摘を含め指導をする。

教育委員会は、学校だけでの管理は限界があるので、利用責任者への「安全教育及び安全管理に関する講習会」を毎年度、計画的に実施する必要がある。また、管理が万全でない夜間、休日の開放という実態があるため、学校の施設設備を

利用している団体等での十分な安全管理をすることも一つの方策である。

【質問】 → 担任

体育等の授業で体育館やプール・運動場で実施する場合、日頃から携帯電話を所持して、授業に臨んでいるのではないのですか。

【聴き取り結果】

プールの時は、携帯電話を所持している。しかし、体育館や運動場で授業をする時、所持していないし、所持する必要性を感じていなかった。

【課題の明確化】

実際に学校事故については、プール事故以外、運動場・体育館においても幾度となく発生しており、特に、平成 25 年県外高等学校で発生したサッカーゴール転倒による死亡事故を踏まえ、緊急対応マニュアルの必要性を再三にわたり、啓発・指導されている。

【提言③】「緊急対応マニュアル」について（1）

学校における事件事故の発生時の対応は、児童生徒の安全確保及び生命維持優先、冷静な判断と指示、迅速な連絡・通報である。そのためにも、教育活動を行う際は校舎内外を問わず、緊急時の連絡のために携帯電話の所持が必要である。

教育委員会は、校舎外での連絡手段を確保するための予算措置を行う必要がある。

【質問】 → 養護教諭

危機管理マニュアル：学校事故・アレルギー対応等のマニュアル化は、独自で持ち合わせていないのですか。

【聴き取り結果】

アレルギー対応等のマニュアル化はしているが、学校事故のマニュアル化はしていない。携帯電話を持って現場に行くことはない。

【課題の明確化】

今回、事故発生時に養護教諭が現場に直行したものの、担任から具体的な事故の様相を聴くこと無く、直ぐさま現場を離れ、自ら職員室に担架とAEDを取りにいつている。

また、事故の様相や被害児童の様子を現場から大川市消防署と連携することなく、担架で保健室に移動させている。

【提言④】「緊急対応マニュアル」について（２）

学校は、重大な結果を招く可能性のある学校事故における組織的な対応、養護教諭の任務等について、緊急対応マニュアルをもとに、全教職員に対してその内容を十分に周知徹底するとともに、より実践的なものとなるよう訓練やシミュレーションを通じて検証を行い、改善を図るようにする。

養護教諭は、校長の指導を受け、事故発生時の対応のあり方について確認を行い、必要に応じて緊急対応マニュアルを見直すとともに、事故発生時の緊急対応の際、学校医や消防署等との連携がスムーズに行われるよう携帯電話を所持するようにする。

教育委員会は、学校事故対応のあり方について緊急対応マニュアルの統一化を図るとともに、学校訪問や研修会等を通じて、学校の緊急時における組織的な対応についての指導を行うようにする。

【質問】→校長・教育委員会

ゴールの設置時期はいつ頃ですか。

【聴き取り結果】

ゴールの設置時期は不明である。学校備品に記載されていないため、寄贈品の可能性があり、どのようにして寄贈されたのか不明である。

【課題の明確化】

本校に限らず、市内の小中学校には、サッカーゴール等が数多く見かけられる。今回の調査で多い学校で8～9基に及んでいる。そして、これらのゴールの中で、教育課程上、つまり学校の正規の体育の授業に使用しているのは、一部である。

【提言⑤】「スポーツ器具等の取扱い」について

学校は、授業等において使用しないサッカーゴール等（以下、「ゴール等」）は教育委員会と連携して整理するようにする。また、必要なゴール等については学校備品として適切に管理し、使用時には専用杭や砂袋等で確実に固定するものとする。なお、寄贈されたゴール等については、備品台帳に登載し、適切に管理を行うようにする。

教育委員会は、学校が所有する不要なゴール等の調査を行い、撤去・整理を行うものとする。また、必要なゴール等については、備品台帳に登載され、ゴール等本体への登載の明示や固定状況等、適切な管理がなされているか等の定期的な調査や指導を行うようにする。

(2) 安全管理（安全点検）に関する事項

【質問】 → 校長

遊具や移動設備（ゴール等）の「固定状態」の確認・点検は日頃より実施されていたのか（定期的、授業毎の点検への配慮はあったのか）。

【聴き取り結果】

点検するようになっているが、動かないことの点検だけで、固定の確認はしていない。定期点検時だけで、使用前点検は行っていない。

【課題の明確化】

日常的な安全点検マニュアルが明示されていないことから、「倒れる」という危機感がなく、管理職は、定期の安全点検のみに委ねていたのではないかと考えられる。

【提言⑥】「日常の安全点検」について

学校は、安全点検マニュアルにゴール等の固定に関する項目を明示するとともに、マニュアルに基づく定期点検を全教職員で分担して行うようにする。安全点検は、毎授業日ごとの日常的なもののほか、学校行事の前後等の臨時的なものについても実施するようにする。また、安全教育と管理の一体

的な実施により効果が期待できることから、児童会・生徒会活動との関連付けや、授業前等に児童生徒とともに点検する等の工夫を行うようにする。

管理職及び全教職員は、児童生徒の安全について常に意識し、日頃から事故がないよう心掛けておかなければならないものである。指導すべき管理職の危機意識の欠落は、重大な事案を招く恐れがあることを認識する必要がある。

【質問】 → 安全教育担当者

安全教育担当者と別紙「安全点検表」点検担当者との連絡調整等のチェック機能体制はあるのか。また、11月より安全点検が実施されていなかった原因は何ですか。

【聴き取り結果】

安全教育担当者である教諭が点検表を配布することを忘れていた。つまり、担当者が点検担当者から書類を受け取り、異常があるときは、教頭へ報告するというシステムになっており、チェック体制は出来ていなかった。

【課題の明確化】

一人の担当者の失念ではあったものの、書類を受け取らなかった教職員からの疑問の声もなく、学校全体として、安全点検に対する意識が低下していた。

【提言⑦】「安全点検の実施」について

学校は、安全点検の対象が多岐にわたることから、点検の質を確保するため全教職員により計画的に行うようにする。安全点検実施後には、安全教育担当者と集約を行い、管理職へ報告を行うようにする。また、職員会議や校内安全委員会等において、全職員で安全点検の結果について共通理解を図るようにする。

教育委員会は、学校で実施される定期及び日常の安全点検の結果の報告を受け、必要に応じて適切に対処するなどのシステムを構築する。

【質問】 → 教育委員会

安全管理等の評価結果は、教育委員会に報告させていま

したか。

【聴き取り結果】

年間に3回（前期・後期の学校自己点検・自己評価の2回と学校保健安全法に関する報告の1回）、報告させている。

【課題の明確化】

点検評価については、法律上問題はないが、教育委員会が報告を待つという受け身的な対応だけで、今後、学校事故がなくなるとは言い難いものがある。

【提言⑧】「安全点検に係る評価」について

学校は、安全管理についての評価項目を設定し、評価結果を全教職員にフィードバックする。また、安全管理への積極的参画や改善策の提案を促すために、必要に応じて保護者や地域関係者及び児童生徒への啓発活動を行う。

教育委員会は、学校の自己点検・自己評価を踏まえ、評価結果について指導助言を行う。

(3) 安全教育（学習・指導）に関する事項

【質問】 → 担任

単元のはじめや授業前に、サッカーゴールの安全点検は行っていましたか。

【聴き取り結果】

授業前の安全点検は実施していない。

【課題の明確化】

事故を伴うような教科、具体的には、理科の実験、図画工作の造形、家庭科の調理、そして、体育のスポーツ器具等の点検については、学習指導要領において記載されている。

【提言⑨】「授業前における安全点検」について

授業者は、学習指導要領に基づき、学校生活上の事故等による怪我の防止において危険を予測し回避すること、環境を安全に整えることが義務付けられている。また、学校安全計画において、安全管理の面で計画がされているが、特に体育に関しては点検項目に取り入れられた体育器具・用具の点検と授業者による授業前点検が必要である。

【質問】→担任

前日、マット運動（1/6）を実施し、翌日、何故、2月予定のサッカーをしたのか。

【聴き取り結果】

芝生の運動場は、雨が降ると滑りやすくなり授業で使用できる状態になるには日数を要する。翌週が雨の予報であったため、授業内容を入れ替えた。事故の前日、口頭により教頭や児童たちに対して芝生の状態を条件にサッカーの授業を行う可能性もあることを伝えた（本来、週案の変更は事前の報告の必要があるが、事後がほとんど）。

【課題の明確化】

年間指導計画の2月から1月になっており、管理職・教務の確認ができていないことは変更等を含めて、何のための「週案」提出なのか、意味がないものとなっている。

いずれにしても、天候の影響で、単元（マット運動＝1/6）の途中から、他の単元（ゴールゲーム：サッカー＝1/13）へ変更したことは疑問が残る。

【提言⑩】「授業の変更」について

年間計画（月・週）が、諸事情により変更されることはあり得るが、授業者は週案にない別の種目を行う対応が危険を伴うことを認識するべきである。また、効果的指導や怪我・事故の防止のためにも変更の可能性がある場合は、変更後の計画を予め立てておくべきである。その際、教務担当及び管理職が週案の変更等について確認検討し、その変更の理由も含めた指導助言を行う機能を構築する必要がある。

【質問】→担任

授業前の教室・運動場での授業（ゲーム上）の注意はどのような内容でしたか。

【聴き取り結果】

授業の注意などは4年2組担任が行った。
（教室での指導）

- ・教室を出て運動場に行ったら、まず体を温めるため、運動場を2回以上走ること。
- ・ボール等は出さず、整列をして待つこと。

(運動場での指示)

- ・準備運動をする。
- ・危険物(フード、名札、チャック付洋服)を外す。
- ・チーム編成と、まず、パスとドリブルの練習をする。

【課題の明確化】

小学校学習指導要領 3章各学年の目標及び内容のゴールゲームにおいて、(1)技能、(2)態度、(3)思考・判断の目標が位置づけられている。特に、(2)態度の目標では、「運動に進んで取り組み、規則を守り仲よく運動したり、勝敗を受け入れたり、場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする」と定められている。

【提言⑩】「授業前の注意」について

授業者は、様々な場面を想定し、ゲーム上の注意として具体的な説明とともに児童生徒に注意やきまりを守らせることを徹底しなければならない。複数の教職員が合同で授業する際は、指導内容等を共通理解し、協働して実施にあたるべきであり、安全で効果的な授業の計画・実施のためには、単元目標・計画、学習内容とともに指導上の注意事項等を授業担当教員全員で認識することが必要である。また、新しい単元(種目)を行う場合には、事前に単元研究や指導法について十分な検討を行い、安全を最大限に考慮して指導する必要がある。その際、施設・用具の扱い方の誤りや整備不良等による事故の発生もあるため、常に使用前の安全点検を心がけておく必要がある。

【質問】→担任

試しのゲームとあるが、1/13であり、単元のはじめでゲームはできたのですか。

【聴き取り結果】

授業時間のうち35分間は、パスやドリブルの練習を行い、

残りの10分間をゲームに充てた。

【課題の明確化】

4年生の児童はサッカーが大好きで、日常的に早朝や昼休み等に遊んでいたことから、試しのゲームが可能であったことは理解できる。しかしながら、日常的に早朝や昼休み等に遊んでいたのであるなら、固定されていない状況（危険な状況）で遊んでいたことになる。

【提言⑩】「試しのゲームの設定」について

授業者は、「技能」「態度」「思考・判断」に関する目標及び内容から構成される体育の学習において、これらをバランス良く「体育的学力」として育む観点から、児童生徒の愛好度や技能レベルのみを判断材料として安易にゲームを取り入れることは望ましいとは言えない。体育の全ての授業、保健、さらには学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、場や用具の安全に気を付けたり、気を配ったりする態度が身に付くよう指導していくべきであり、授業者は安全管理マニュアルや具体的項目の点検実施の確実な遂行が求められる。

特に、合同体育では人数も多くなることから、授業者はゲーム上の注意として具体的な説明とともに、児童生徒に注意やルールを守らせることを徹底し、確認を継続しなければならない。怪我や事故の防止には、現状の絶えざる分析と事故発生の可能性についての予見を持って取り組んでいくことが重要である。

【質問】→教務主任

安全に行動できる態度の育成のため、教育課程の編成に選択・組織・配当されているのですか。

【聴き取り結果】

選択・組織・配当をしていない。ただし、教科によっては、学習指導要領に示す目標及び内容の中で、関心・意欲・態度として指導するように記載している。

【課題の明確化】

安全教育については、市内における保幼・小・中連携事業の成果として、幼・保育園から小学校に入学した際、スタートカリキュラムを策定している。その中で、安全に関する指導を位置づけている。このことから、平成24年度に大川東中学校区で研究された保幼・小・中連携事業「学びの連続性：スタートカリキュラム」が提唱されていたが、平成28年度の保幼・小・中連携事業の委嘱校である本校において、形骸化していたのではないかと考えられる。

【提言⑬】「安全に行動できる態度の育成」について

学校（教職員）は、教育課程編成に係る指導内容の組織では、各教科・総合的な学習の時間・特別活動等の安全教育に関する指導内容相互の関連を明確にすることが必要である。教務担当として、計画の実施についてチェックを十分に行うとともに、安全教育担当との連携を密にし、協働していく必要がある。

教育委員会は、教育指導計画書における安全教育計画（とりわけ、体育授業における事前のゴール等の安全点検等）が、各教科・領域等の年間指導計画に反映されているかをチェックし、学校訪問等において適切な指導を行うようにする。

【質問】→その他の教職員

教職員は、危機管理に係る校外研修に参加しているのですか。

【聴き取り結果】

平成28年度は、学校安全教育担当者である教諭のみが研修に参加している。本年度、危機管理に係る校内研修の計画は行われていない。

【課題の明確化】

今回の調査の聴き取りの中で、安全に関する危機（サッカーゴール）を意識していたのは校長だけで、校内研修での一般研修にも計画・実施されていなかった。

【提言⑭】「危機管理に関する校内研修」について

教職員の研修は、①法的性質から自主的研修、②職務命令による研修、③職務専念義務の免除による研修の3つに分類される。学校安全に関する研修は、教育委員会や校長の職務命令に含まれるが、今後は安全教育担当教員のみならず、学校教育法第37条における校長・教頭・主幹教諭の職務権限から判断して、校長・教頭・主幹教諭に対する研修を義務付けるべきである。また、研修会への参加後は、全教職員が研修内容を共有できるように十分な報告を行うとともに、必要に応じて安全計画の見直しや危機管理マニュアル・安全点検の種類や方法を見直し、その改善策を検討したうえで、学校安全に係る校内研修会の実施、安全管理の周知や指導体制等の改善を図るように努める。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を根拠に、学校安全に関する理解と危機管理能力の獲得を最優先課題に置くようにするとともに、適切な研修の場を設ける必要がある。

(4) 教育委員会に関する事項

【質問】→教育委員会

事故発生後、被害者の家族へのアプローチは、手厚くされていますか。特に、遺族への「誠意」は勿論のこと、事故後の対応の在り方や心のケア等について配慮されましたか。

また、他の保護者への説明は、適切に実施できましたか。

【聴き取り結果】

当初は、自宅へのお参り、お通夜・葬儀と連続して、弔問したものの、その後、弔問したのが3週間後ということで、間が空いてしまった。その間、家族への説明、心のケア等の対応が遅れてしまった。

また、事故当日、学校が手分けして当該4年生の家庭をすべて訪問し説明をしていたことから、翌日の全体の保護者説明会においては事故の概要から今後の対応（「心のケア」）まで適切に説明できた。

【課題の明確化】

事故発生後、被害者の家族にとっては、3週間の間、事故に至るまでの経過やその要因分析等、特に安全調査委員会の設置（2月2日）に関して、その目的や委員の構成等、被害者の家族に対して知らされていない。また、学校の児童にばかり目が向き、遺族に対する「心のケア」が遅れてしまう結果となった。

【提言⑮】「被害者家族への説明責任と配慮」について（1）

事故後、学校へのカウンセラーや指導主事の派遣の重要性に関する配慮は行われたものの、遺族の心のケアが不十分であったことは明らかである。教育委員会は、被害児童生徒の保護者への支援にあたっては、事故発生とその原因や要因について速やかに説明責任を果たすとともに、遺族の心情に配慮した対応が必要である。また、学校及び教育委員会は同様の事故を二度と起こしてはならないという決意のもと、安全点検の実施状況調査や固定施設等の不備に対する指導等、今後の取組み等を遺族に説明する必要がある。

【質問】 → 教育委員会

事故当日の緊急記者会見による情報の公表及び関係機関との調整は、どのような趣旨で実施されたのですか。

【聴き取り結果】

緊急記者会見での情報の公表については、当該小学校の在校生の心のケアを優先し、校長以下教職員が全力で子どもたちに寄り添う時間をつくること第一と考え、教育委員会が全面的に計画し実施した。そのような中、マスコミへの情報の発信については、被害児童の保護者との十分な意思疎通ができていなかった。

【課題の明確化】

管理職から事故に至るまでの経過や事故直後の対応等、正確な情報の確認がなされていないまま、実施されている。また、公開に対する被害児童の保護者の十分な理解がなかった

ことなどが浮き彫りとなった。

【提言⑯】「被害者家族への説明責任と配慮」について（２）

事故直後、学校の混乱状態を予測し、教育委員会が迅速に報道対応にあたったことは評価できる。しかし、教育委員会と校長との情報共有が不十分であったため、情報が錯綜し、最優先されるべき保護者への説明と情報公開内容の合意が丁寧に行われたとは言えない。当事者（遺族）の人権・プライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、同時に報道機関を通じて市民や保護者に対して情報公開し、情報不足から生じる無用な誤解や憶測を避け、信頼の維持・向上を図ることが重要である。

なお、学校現場では、文部科学省が示すガイドライン、マニュアル等に沿った対応が困難なケースも考えられるため、教育関係者には現場での判断により状況に応じて対応するだけの危機管理能力が求められる。

IV. 事故（災害）発生報告書

28川口小発第66号
平成29年1月16日

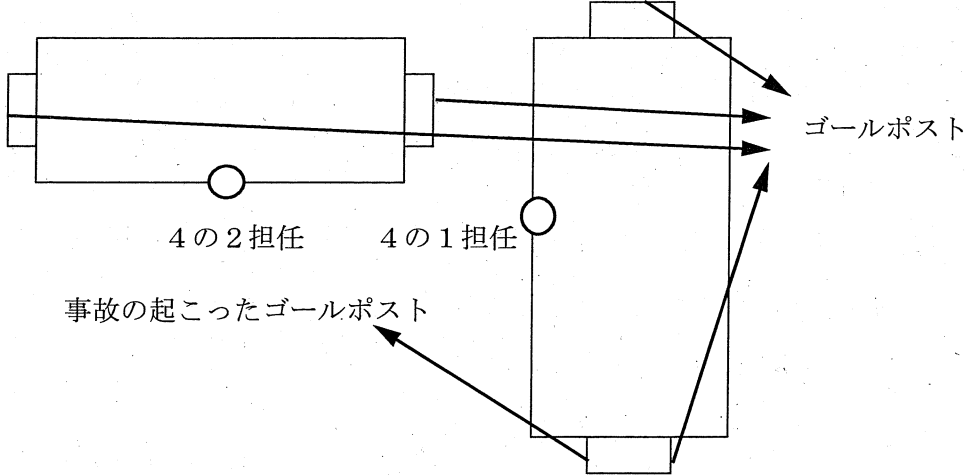
大川市教育委員会
教育長 殿

大川市立川口小学校 校長

事故（災害）発生報告書

事故が発生しましたので、学校管理規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事故(災害名) 名	教育課程内（体育科学習指導中）における学校事故（救急車による搬送及びドクターヘリによる転送）
事故発生日時	平成29年1月13日(金) 9時40分頃
事故発生場所	学校運動場西側
事故の状況・程度	<p>1 事故にかかわった児童 川口小学校4年男児A</p> <p>2 事故の経緯（時系列） 13日（金）の1校時9：40頃、体育科の学習（サッカー）を4年生合同で行っていた。キーパーをしていた児童Aは、自軍の攻めで相手ゴールに味方がシュートを決めたため喜び、自陣のゴールポストの網にぶら下がった。そのためゴールポスト（縦2メートル・横3メートル：鉄製）が倒れ、下敷きになった。</p>  <p>※事故のあったゴールポストは、杭とポストをひもで固定するものであるが、そのひもが外れ、固定されていない状態であった。また、毎月行う安全点検が、11月以降行われておらず確認がなされていなかった。</p>

	<p>担任が事故に気づき、養護教諭へ一報を知らせる。養護教諭は 9:41 に職員室の校長及び教頭へ伝え、担架を持って来るようお願いをする。現場の様子を確認した校長は速やかに救急車で搬送を指示し 9:44 に教頭が消防署へ連絡をする。また、担任が保護者へ 9:45 に連絡をする。教頭は、9:46 に事故の一報を教育委員会へ連絡をする。9:51 に救急車が到着する。意識が徐々に低下していることから緊急搬送の必要性ありと判断し、養護教諭同乗で 10:00 に緊急搬送を開始する。病院での診断では、腹部内に出血があり出血性ショック状態にあると判断。緊急オペに入るが 10:35 久留米医大へのドクターヘリでの搬送を判断される。10:30 に緊急職員会議を行い、職員へ事故の概要と子ども達の心のケアについて指示をする。10:48 頃にドクターヘリでの搬送を予定されるが、処置を行い搬送を行う。11:05 に教育委員会へ重篤な状態であることを教頭が連絡する。また、同時刻にドクターヘリで搬送を開始する。11:08 に大川市教育委員会が来校し、校長と今後の対応を話し合う。11:15 校長が久留米医大へむかう。11:20 警察が来校し、事情聴取を始める。12:05 校長より久留米医大へ到着する連絡が入る。12:05 警察から担任への事情聴取が始まる。12:07 大川市教育委員会より今後の対応(マスクミ対応含む)の指示が行われる。あわせて児童の下校時刻を 14:00 に早める判断を行うとともに、12:15 校長へ上記の連絡を行う。大川市教育委員会は、市役所に戻られその後、久留米医大へむかわれる。12:25 に緊急職員会議を行い、①下校時刻変更 ②子どもの心のケアへの対応 ③今後行う対応一本化を指示する。13:00 大川市教育委員会より夕刻に記者会見を開く連絡が入る。あわせて事故を見た子どもへの対応を保護者への連絡を含め指示がある。13:30 に校長より児童が亡くなったこと連絡が入る。</p>
<p>授業の支障の有無</p>	<p>有 全校4時間授業での臨時下校</p>
<p>応急の対策</p>	<p>1 事故への対応 ① 1月13日金曜日 16:00 より記者会見を行い事故の経緯を説明する。 ② 1月14日土曜日(予定)に緊急保護者説明を開催し、保護者の方へ事故の経緯と今後の対応を説明する。 ③ 1月16日の朝、全校児童に対して事故の経緯を説明するとともに、安全指導を再度を行う。 ④ 校舎内外の安全点検を緊急に行うとともに、チェック体制の強化を図る。</p>
<p>その他の参考事項</p>	

V. 学校事故対応に関する基本調査報告書

学校名	福岡県大川市立川口小学校
被災児童名	4 学年 1 組 A 児 10 歳
病状・死因等	背部打撲による出血性ショック ※福岡県筑後警察署発表
事故発生日時	平成 29 年 1 月 13 日 午前 9 時 40 分頃
事故発生場所	運動場
災害発生状況 (具体的に記載)	<p>13 日 (金) の 1 校時 (8:55 ~ 9:40) 事故発生</p> <p>9:27 頃、4 年 2 組の担任①が、運動場の国旗掲揚台前 (以下__線部の位置は別添資料内に記載) に児童全員を集め、試しのゲームを行うことを伝える。各担任が、児童を 4 年 1 組 2 グループ、4 年 2 組 2 グループに分ける。</p> <p>9:30 試しのゲームとして、サッカーの試合を二つのサッカーコートを使用して開始。担任①は、ゴールポスト①、②を使用したコートを担当。4 年 1 組の担任②は、ゴールポスト③、④を使用したコートを担当。A 児が、ゴールポスト④で守備につく。</p> <p>9:38 ~ 39 頃、担任①の担当するコートの試合は終わり、担任①が自分の担当する児童をコート中央に集め 2 校時の指示。</p> <p>9:40 担任②が担当するコートでは、A 児のチームによる得点。A 児が、ゴールポスト④ (縦約 2 メートル、横 3 メートル、重さ推定 60 ~ 80 キログラム) にかけてあるゴールネットの垂れ下がった太いロープ部分に両手でぶら下がる。A 児の体重を支えられなくなったゴールポスト④が大きく揺れた弾みで、A 児は、網から (手を離れたか、または、手が離れたかしたことで) 前のめりに落ちる。その直後、ゴールポスト④が前向きに倒れ、上部のバーが A 児の肩から背中部分を強打。</p>
災害発生に対して学校のとった措置状況 (応急手当や医療機関への搬送等)	<p>担任②が、ゴールポスト③、④を使用したコート内で活動中の児童の「あ！」というような声に気づき、振り向く。A 児が倒れたゴールポスト④と地面の間に挟まれていることに事故発生時 4 の 1 担任の位置で気づく。担任②が駆け寄りゴールポス</p>



ト④を持ち上げようとしたが、持ち上げることができない。3名の児童が手を貸してゴールを持ち上げる。担任②と児童1名（以下、B児）がA児の両側に付きA児を移動させるが、A児は倒れ横向きになる。担任②がA児に「背中痛い？」等を問いかけると首を振って返事（肯定か否定か判断できず）。担任②は、B児に対し、事故発生場所から約30メートル離れた保健室へ養護教諭を呼びに行くように指示。B児は、保健室外部入口より養護教諭に対し「A児が、落ちらして倒れとらず（落ちて倒れている）」と説明。養護教諭は、ティッシュペーパーとタオルを持参し、現場へ駆けつける。A児は、地面に倒れ唇から出血。

9:41、A児は「うー」とうなり、周りの問いかけにうまく対応できない。養護教諭は、事故発生場所から約25メートル離れた職員室外部入口へ自ら走る。養護教諭は、教頭へ担架を要請し、職員室へ事故発生の一報を入れた後、現場へ戻りA児のバイタルを確認。

※バイタルで確認した事

- 目が開いているかの確認
- 話すことができるかの確認
- 脈の確認
- 顔、唇の色の確認
- 呼吸の確認
- 意識の反応の確認

養護教諭の担架を要請する声を聞いた校長は、すぐに現場へ向かう。教頭は職員室より5メートル離れた場所に設置してある担架を持ち、職員室に居あわせた6年2組担任に応援を要請し、現場へ向かう。

9:41、担任①は、事故発生時4年2組担任の位置において、周りの児童の声により事故発生に気づく。担任①が現場へ駆けつけA児に声をかける。担任①の呼びかけにA児は、「んーっ」となるような声を上げる。

9:42 教頭と6年2組担任がA児を保健室外部入口より保健室へ運ぶ。校長は救急車出動を判断し、教頭へ119番への通報を指示。

9:42 教頭が、救急車出動の要請電話。電話終了後、教頭は進入経路確保のため校門の開放・立番を事務職員へ指示。

9:45 担任②がA児の保護者（母親）へ事故の一報と救急搬送を電話連絡。A児の母親が担任②へ、A児の父親が病院に向かうと回答。担任②は、A児の母親へ搬送先が確定したら再度電話をかけると伝える。校長・養護教諭・担任①・6年2組担

任がA児に付添い、呼びかけを続ける。養護教諭は、A児のバイタル監視。6年2組担任がA児の名前を連呼しながら手を握る。A児は、6年2組担任の呼びかけに反応がなくなる。

9:46 教頭が、大川市教育委員会へ事故の一報を電話連絡。

9:48 養護教諭が除細動器(AED)必要の可能性有りと判断。養護教諭がAEDをA児の体にセットし、診断を開始。

9:52 救急車が到着。教頭と事務職員で保健室近くまで誘導(AEDによる診断終了直後、救急隊員が保健室に入ってきたため除細動は、未実施)。教頭は、担任①へ教室に戻り、子どもたちに動揺がないように気を配ることと事故を目撃した児童への聞き取り調査を開始するように指示。救急隊員は、保健室での応急処置を終え、搬送準備。

【救急隊員の診断は、以下の3点】

- ①バイタル低下
- ②瞳孔5ミリ拡大
- ③人工呼吸マスク装着

救急隊員は、教頭へ大川市の高木病院へ搬送することを連絡。担任②がA児の母親へ搬送先を電話連絡。校長が養護教諭へ救急車同乗を指示。

10:01 救急搬送開始。

10:06 養護教諭が教頭へ救急車が高木病院に到着し、処置が開始されたと電話連絡。

10:16 養護教諭が教頭へ処置の状況と今後の報告体制の確認。教頭は養護教諭へ15分ごとの連絡及び容体等の変化があった場合の報告を指示。

10:20 養護教諭が教頭へA児の父親の携帯電話番号を知りたいと電話連絡。教頭が養護教諭にA児の父親の携帯番号を伝達。(時刻明確にならず)A児の父親が病院に到着し、緊急手術開始。

10:25 校長が学校職員(以下、職員)に、10:30に職員室へ集まるように指示。あわせて、子ども達へ教室待機を指示。

10:30 養護教諭が教頭へ、A児が腹部出血のため緊急手術に入ったことと事故の概要を救急隊員が尋ねていると連絡。

10:30 教頭が職員室において職員へ、事故の一報と学級での指導事項を指示。

【指導事項は、以下の2点】

- ①各クラスの担任より事故が起こっていることを児童に知らせる。
- ②児童にゴールポストにぶら下がらないことを注意、指示。

10:37 養護教諭が教頭へ、ドクターヘリによる久留米医大

移送が行われると電話連絡。搬送予定時刻は 10:48。担任②が救急隊員へ、事故の詳しい概要を電話連絡。救急隊員が情報整理するために通話を一度終了。

10:42 担任②が養護教諭へ、電話をかけ直し救急隊員への連絡を依頼。担任②が救急隊員へ、事故の概要を再度伝達。

10:42 担任①が校長へ、子どもからの聞き取り調査概要を図解にして説明。

【説明事項は、以下の4点】

- ①ゴールポストの網にぶら下がっていた。
- ②ゴールポストが揺れたことから地面に落下した。
- ③落下の際、膝を折りたたみ、膝が腹部にあたった状態で、両手を地面について落ちた。
- ④倒れてきたゴールポストが背中付近に当たった。

10:49 ドクターヘリが大川市に到着。

10:57 養護教諭が教頭へA児の容体は、出血性ショックと説明。医大のドクターによる処置が始まったことと、移送を行わず高木病院で治療する可能性があるかと連絡。

11:07 大川市教育委員会が教頭へ、事故に遭遇したA児のドクターヘリ搬送の有無を確認の電話連絡。教頭は、大川市教育委員会へまだ処置中と連絡。

11:07 養護教諭が教頭へA児の容体が危険な状態であることを電話連絡。あわせてドクターヘリで久留米医大搬送の確定も連絡。

ドクターヘリで大川市より久留米大学病院へ搬送。

ドクターヘリ久留米大学病院へ到着。

11:08 教頭が大川市教育委員会へドクターヘリでの搬送を電話連絡。(11:13 ドクターヘリ離陸)

(時刻未確認) 報道機関から筑後警察署に川口小学校で事故が起きた情報が入る。

11:09 筑後警察署が教頭へ事故の調査に入ると電話連絡

11:09 大川市教育委員会の係長①と指導主事①が川口小学校へ来校。校長が係長①・指導主事①の2名に対し事故の概況説明。緊急の対応として、以下を確認。

【確認事項は、以下の3点】

- ①校長が速やかに医大へ向かう
- ②事故対策の窓口を川口小学校校長室に設置
- ③情報の窓口を教頭に一本化

この時刻以降、大川市教育委員会より数名学校に常駐。

11:11 養護教諭より帰校する電話連絡を教頭が受ける。

11:15 校長が医大へ向かう。

11:20 大川警部交番警察官 2 名が川口小学校へ来校。警察による実況検分が開始。教育委員会 2 名と教頭が実況検分に立ち会う。

11:37 報道機関（毎日新聞）が学校へ事故の問合せ開始。教頭が指導主事①へ報道機関からの問い合わせがあったことを報告。あわせて教頭が、指導主事①へ報道機関への問合せに対する回答説明。

【問い合わせ回答は、以下の 5 点】

- ① 学年
- ② 性別
- ③ 体育の授業中
- ④ ゴールポストの下敷き
- ⑤ ドクターヘリでの搬送

11:45 教頭が、大川市教育委員会へ報道機関から問合せが始まったことを電話報告。

11:50 報道機関の問合せが増加。

11:55 筑後警察署警察官 4 名が川口小学校へ来校。担任 2 名の事情聴取開始。

12:05 校長が教頭へ医大到着と電話連絡。

12:07 大川市教育委員会が教頭へ報道機関への対応確認及び指示の電話連絡。

【確認及び指示事項は、以下の 4 点】

- ① 授業中であること
- ② ゴールポストが倒れてきたこと
- ③ 下敷きになったこと
- ④ 取材は校長が不在なので受けないこと

12:15 教頭が指導主事①と協議し、下校時刻（16:30）の変更を要請。校長へ下校時刻の確認。

12:25 教頭が緊急職員会議を開催。

【内容は、以下の 3 点】

- ① 下校時刻 14:00
- ② 子ども心の動揺を防ぐよう指示
- ③ 報道機関への窓口は教頭

12:39 教頭が保護者へ校内事故の発生と下校時刻の変更をメール配信。

12:52 教頭が被害児童以外の保護者から、自分の子どもではないかと問合せがあったために、被害児童の保護者には連絡済みとするメールを再送信。

13:00 大川市教育委員会が教頭へ今後の対応について電話で連絡、指示。

【連絡、指示内容は、以下の5点】

- ① 記者会見を夕方実施
- ② 今後の報道機関対応窓口は教育委員会
- ③ 本日中に4年生児童すべての家庭訪問を実施
- ④ 緊急支援としてスクールカウンセラースーパーバイザー（以下、SCSV）等の派遣決定
- ⑤ 事故対策の窓口が大川市教育委員会に変更。川口小学校校長室は、現地対策室。

13：30 頃校長が教頭へ被害児童の死去を電話で報告。

13：40 係長①と指導主事①が久留米医大に到着。

14：00 職員が児童の集団下校を開始。

14：25 教頭が緊急職員会議を開き、職員へ児童が亡くなったことを伝達。

14：40 大川市教育委員会の指導主事②が来校。指導主事②が教頭へ記者会見の出席者を連絡。教頭が指導主事②へ事故報告書を提出。

14：40 校長、指導主事①、係長①がA児の両親へ大川市教育委員会の記者会見開催を説明。A児の両親は、説明した3名に対し、記者会見をやめてほしいと要望。再度3名が、A児の両親へ開催を願うとA児の両親は、子どもの名前の非公開を依頼。

14：50 校長が教頭へ大川市教育委員会に立ち寄ったあと帰校する旨の電話連絡。

15：15 警察が現場検証。

15：20 緊急支援のSCSVが川口小学校へ来校。SCSVが教頭へ4学年の家庭訪問を行うまでの準備を指示。

【家庭訪問を行うまでの準備は、以下の4点】

- ① 趣旨は、子どもの動揺を広げないため
- ② 話す内容の整理
- ③ 家庭訪問を行う体制の整備
- ④ 子どものストレス反应对応文書作成

15：45 校長が川口小学校へ帰校。教頭が校長へ不在時の対応状況を説明。校長、教頭、指導主事②で今後の対応を協議。

16：00 大川市教育委員会が被害児童名非公開での記者会見を開始。

17：14 教頭が4年生保護者に対し、緊急の家庭訪問実施をメール配信。校長がPTA会長と電話連絡を行い、緊急保護者説明会を14日15：00より開催することを決定。

18：09 福岡県教育庁南筑後教育事務所より指導主事Aが川口小学校へ来校。

18:50 家庭訪問開始。

【家庭訪問メンバーは、以下の2グループ】

① 4年1組 教頭・担任②・旧担任

② 4年2組 主幹教諭・担任①・養護教諭

20:10 校長が職員会議を開催。明日(1/14 土)の予定についての説明。

21:57 校長とPTA会長が緊急保護者説明会の開催を保護者へメール配信。

22:10 4年2組の家庭訪問より帰校。

22:30 4年1組の家庭訪問より帰校。

22:30 SCSV、指導主事A、指導主事①・②、校長、教頭等で明日以降の確認。

23:30 SCSV、指導主事A、指導主事①・②、退校

【1月14日】

0:30 校長、教頭一時帰宅。学校24時間対応体制をとるために主幹教諭が学校に残る。

1:45 教頭が出勤。主幹教諭が一時帰宅。

7:40 職員出勤開始。

9:00 筑後警察署が、筑後警察署内において担任①・②の事情聴取を開始。

9:00 教頭が、6年2組担任、なかよし学級担任の2名に対し、メール配信不着可能性のある家庭へ緊急保護者会開催の電話連絡を指示、電話連絡を開始。

9:00 指導主事①来校。校長、教頭とともに保護者説明会の打合せ開始。

11:00 職員が保護者会の準備を開始。教頭が受付名簿作成。職員が印刷。教頭が作成した心のケアについての資料を職員が印刷。

12:00 SCSVが来校。SCSV、大川市教育委員会、校長、教頭で保護者説明会における確認。

12:20 職員が保護者説明会場の準備開始

【準備内容は、以下の5点】

①窓ガラスを白い紙でふさぐ

②家庭科室からテーブルを持ってくる

③ござを敷く

④受け付け用の机を出す

⑤スリッパ、ビニールシート、受付、マイク、ストーブ、立ち入り禁止の貼り紙などの準備

13:00 SCSVが職員へ保護者説明会の対応を指導。

【対応に関する指導は、以下の5点】

- ①学年毎に受け付け（6台の机）を設置
- ②学年毎の受け付け案内係が必要
- ③名簿を見せず長子の子どもの名前を尋ねる
- ④名簿チェックの後に、別の場所で資料配付
- ⑤資料は、保護者のみに確実に手渡す

13:25 PTA 会長が来校。保護者説明会の持ち方についての協議開始。

13:30 ご遺族親族のPTA副会長（以下遺族関係者）が、校長へご遺体が家に安置されたこととお参り承諾の連絡。

13:30 筑後警察署が担任①の事情聴取終了。

13:50 福岡県教育庁南筑後教育事務所の主任指導主事が、来校。大川市教育委員会が、事故の概要と今後の調査について説明。

14:05 大川市教育委員会教育長が来校。

14:35 教育長、係長①、校長が被災児童の家にお参り。あわせてA児の両親に挨拶。校長がA児の両親へ、保護者説明会の開催を連絡。A児の両親が校長へ、葬祭等への参列を許可。

14:35 職員が保護者会受け付けを開始。

15:00 筑後警察署が担任②の事情聴取終了。

15:05 保護者説明会を体育館で開始。

①事故の概要・原因

②再発防止

③心のケア

遺族関係者が教頭へ通夜・葬儀の会場と時刻の連絡。

16:00 保護者説明会終了。教頭が4年生保護者と葬祭等の対応について打合わせ。

17:00 職員が保護者会の片付け終了。

17:15 校長が、遺族関係者から4年生児童の弔辞許可を得る。

17:30 職員が、A児の同級生保護者へ弔辞依頼。職員が4年生保護者から依頼された供花手配。

17:35 職員が、4年2組家庭訪問を電話連絡。4年2組保護者が職員へ子どもの様子を伝え、家庭訪問の必要なしと連絡。

18:00 校長が職員会議を開催。今後の予定確認。最後にSCSVが職員へ子どもの心のケアを説明。

【確認した15日の予定は、以下の2点】

- ① 16:00 職員集合、校内の安全点検、交通指導の確認
- ② 18:00 通夜

【確認した16日の予定は、以下の5点】

- ① 8:35 ランチルームで4年の学年集会
- ②心のアンケートとスクリーニングを実施
- ③ 8:50 全校朝会
- ④激しく泣きだした子どもは別室
- ⑤ 11:00 4年以外のスクリーニングを開始

【SCSVの説明は、以下の4点】

- ①欠席者に気を配る
- ②元気そうに見えるが、心は分からないことの職員の理解
- ③騒いでいても叱らず、騒ぐ様子を見守る
- ④5,6年生も、一人一人スクリーニングを実施

20:05 教頭が担任②へA児の自宅にお参り行く時刻を、翌日の10:00と電話連絡。

21:20 職員の退校開始。

【1月15日】

(時刻未確認) 教頭、主幹教諭出勤。

8:00～9:00 校長、職員出勤。

8:00頃、遺族関係者が教頭へ、A児の道具等を学校に取りに来るので準備してほしいと電話連絡。遺族関係者が教頭へ、両親の意向として霊柩車を学校内に入れたいと連絡。校長が遺族関係者へ、霊柩車の校内乗り入れを許可。職員が、A児の道具と写真等を準備。

11:00 職員が交通指導の職員割、安全点検表、臨時全校朝会の資料を作成。

(時刻未確認) 遺族関係者が、道具等を取りに来校。

11:41 教頭が、職員へ職員集合の時刻を13:30に変更するメールを配信。

13:30 職員集合。

16:20 職員が緊急の安全点検を開始。

17:15 職員が通夜に向かう。

18:00 通夜開始。

19:30 校長と教頭が大川市教育委員会に来所。教育長、学校教育課長、同主幹、係長①、指導主事①、校長、教頭で打合せ。

【1月16日】

5:00 教頭が出勤。

7:00～7:30 職員が出勤。大川市教育委員会が来校。登校指導を開始。

8:15 SCSVとスクールカウンセラー①・②が来校。校長とSCSV、スクールカウンセラー①・②、大川市教育委員会で1

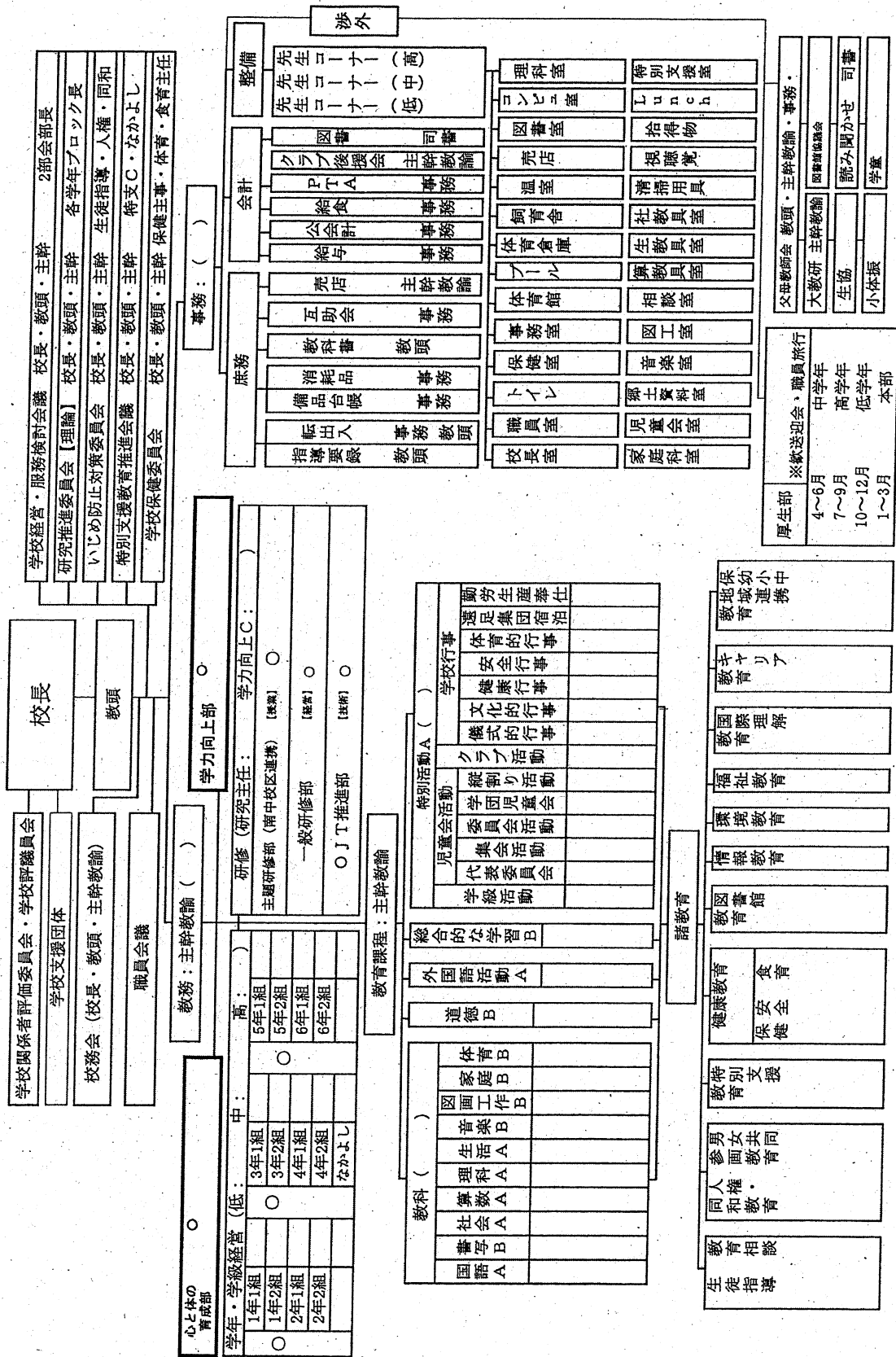
	<p>日の流れ確認。SCSV、スクールカウンセラー①・②が、臨時職員朝礼に同席。SCSVが職員に学年集会及び全校朝会での子どもの様子を観察するポイントやスクリーニング、カウンセリング等の内容について連絡。</p> <p>8:30 4年生学年集会開始。</p> <p>8:55 全校集会(4年生を除く)開始。終了後、SCSV、スクールカウンセラー①・②によるスクリーニング(終日)が開始。</p> <p>9:30 頃、SCSV、スクールカウンセラー①・②によるカウンセリング開始。</p> <p>11:00 保護者が7名来校されて、4年生児童を葬儀会場へ引率。校長、教頭、担任①・②、なかよし学級担任が、葬儀会場へ向かう。</p> <p>12:00 葬儀開始。</p> <p>13:30 校長、教頭、担任①・②、なかよし学級担任が葬儀より帰校。</p> <p>14:00 教頭が職員へ報道各社の取材が16:30以降に行われることを連絡。児童を速やかに下校させる指示。</p> <p>16:00 筑後警察署が、主幹教諭へ電話連絡。</p> <p>【連絡内容は、以下の4点を依頼】</p> <p>①事故現場の確保</p> <p>②17日から職員に対して聞き取りの実施</p> <p>③目撃児童への聞き取りも行う予定</p> <p>(常時) SCSV、スクールカウンセラー①・②が、各担任等へカウンセリング結果をもとにしたフィードバックを実施。</p> <p>21:00、SCSV、スクールカウンセラー①・②、大川市教育委員会等退校。</p> <p>21:10以降、職員退校。</p>
その他参考となる事項	
連絡先	<p>福岡県大川市大字酒見256番地の1</p> <p>T E L 0944 - 85 - 5613</p> <p>F A X 0944 - 86 - 8479</p>
報告者	福岡県大川市教育委員会 学校教育課長補佐

		校長	教頭	教務主任	担任②	養護教諭	担任①・担当・外部指導者等	教育委員会等
学校経営要綱・運営計画・実施等	健やかな体の育成（安全教育の充実）	①安全行動の習慣化 ②安全点検の徹底と危機管理マニュアルの確認 ③学校運営計画（8月）校長：安全管理・学校開放	①学校評価（健やかな体）：評価指標「けがや安全に気をつけて生活することができる」 ②報・連・相の日常化（教頭へ）		①危機管理マニュアルの確認	①危機管理マニュアルの確認	①校務分掌（組織）の健康教育（安全教育）担当：（ア）	
	質問・意見等	①昨年度、1年生女児の交通事故（ドクターヘリ搬送）を踏まえ、事故現場での交通指導の習慣化はなされたのか。 ②緊急対応マニュアルが教育指導計画書にないのはどうしてか。 ③施設設備の安全管理・学校開放への指示に関する管理・指導内容を教えてください。	①昨年度の学校評価において、事故等の増加を踏まえ、改善策として危機予測・危機回避の学習を実施するとあるが、本年度、具体的に評価指標の資料等に組み込まれたのか。 ②安全管理等の評価結果は、教育委員会に報告しているのか。 ③報・連・相の日常化（教頭へ）について、校長へ繋がっているのか。		①体育等の授業で体育館やプール・運動場で実施する場合、日頃から携帯電話の所持はしていないのか。 ②日頃の学級はどのような状態か（学級としてのまとまり等）。 ③事故当日の朝は、どのような活動をしたのか（児童の健康状態等）。 ④運動場に出て、授業の開始前や開始後の児童たちは、どのような状態だったか。 ⑤ゲーム上の注意はどのような内容だったか。	①危機管理マニュアル：学校事故・アレルギー対応等のマニュアル化は、独自で持ち合わせていないのか。 ・事故現場から離れて、職員室に担架の依頼をされたが、携帯電話の所持はしなかったのか。 ②救急体制 （1）看護師の資格は持っているのか。 （2）AEDの使用法に熟知していたのか。 （3）現場で確認したバイタルは？ （4）AEDの解析結果は？ （5）人工呼吸マスク装着とは、アンビューバックで人工呼吸をしていたという意味か。 （6）ドクターヘリの着陸地点はどこか？ドクターの病院到着時間、病院出発時間、移動は大川市の救急車か。 （7）声をかけ、背中をさすりながら手を握っていた時の患者の体位は？	①安全教育の担当者は、「安全点検」者でもあるのか。 ②ゴールの使用はどのような状況か（授業・休み時間・放課後等）。	①ゴールの設置時期はいつ頃か（学校備品・寄贈品）。
	聞き取り結果	①交通指導については、高学年は現場において危険な状況等を指導し、低学年は外部の指導者を呼んで指導するように変更した。 ②危機管理マニュアルの中に、緊急対応マニュアルを入れることで、改正する。 ③今年度は、施設設備の安全管理の指導を8月に予定していたが、忘れて行っていない。	①組み込んでいるが不完全で修正が必要である。 ②年間に3回（前期・後期と学校保健安全法に関する報告）程度、報告している。 ③報・連・相については、日常化していた。全て校長へ繋がっている。		①プールの時は、携帯電話を所持している。しかし、体育館や運動場で授業をする時、所持していないし、所持する必要性を感じていなかった。 ②子どもたちは、やさしく、素直に話に応じる、まとまった学級です。 ③当日の子どもたちの状態は、良かったです。 ④サッカーをすることを喜んでいました。 ⑤授業の注意などは、担任①が行い、自分はボールなどの用具の準備をしていたので、聞いていない。	①マニュアル化をしていない。携帯電話を持って現場に行くことはない。 ②(1)看護師の資格はない。 ③(2)AEDの講習は平成26年7月に受けた。 ③(3)当時の児童の様子は、唇から少し血を流しているだけで、他に外傷はない。バイタルについては、学校事故対応に関する基本調査報告書に記載のとおり。 ④AEDの箱を開けてメッセージが流れただけで、診断していない。 ⑤酸素投与はリザーバーマスクにて。 ⑥ドクターヘリは中央公園に着陸。時間等は学校事故対応に関する基本調査報告書に記載のとおり。 ⑦現場では右手を下に横向き、保健室では仰向け状態。	①安全教育担当者の（ア）が安全点検の集約者であり、点検者でもある。 ②子どもたちが、朝や中休み時間等にサッカーで使用している。放課後はサッカーのクラブチームが使用している。 担任①（教室での指示） A. 教室を出て運動場に行ったらまず、体を温めるため運動場を2回以上走る。B. ボール等は出さず、整列をして待つこと。 （運動場での指示） 1. 準備運動をする。2. 危険物（フード、名札、チャック付洋服）を外す。3. チーム編成と、パスとドリブルの練習をする。	①ゴールの設置時期は不明。学校備品に記載されていないため、寄贈品の可能性があるが不明。
安全管理	安全点検	①安全点検の徹底	①安全点検の徹底	①安全点検の計画・実施			①安全点検の徹底：毎月当初、点検を行い、係へ提出する。	
	質問・意見等	①日頃から、担当者の校務分掌上の点検とは別に校内・校外の安全点検をおこなっているのか。具体的に日常的な点検内容を教えてください。 ②遊具や移動設備（ポスト等）の「固定状態」の確認・点検は日頃より実施されていたのか（定期的、授業毎の点検への配慮はあったのか）。	①日頃から、担当者の校務分掌上の点検とは別に校内・校外の安全点検をおこなっているのか。具体的に日常的な点検内容を教えてください。	①定期・臨時・日常点検は、教育課程上、配当されていますか。特に、日常点検は誰がどのような時に行っていますか。			①「安全点検表」点検担当者とは係印との連絡調整等のチェック体制はあるのか。また、清掃区域5-2とあり、その他の点検箇所（体育館・運動場）の記載はないがどうしてか。 ②11月より安全点検が実施されていなかった原因は何か。	①ゴールのサイズ、重量等はどれくらいか。 ②安全点検に関する項目や実施方法、時期などは各学校で決定するものか（市内、または県内で統一されたものか）。
	聞き取り結果	①平成28年度は、校舎内の危険箇所等の点検をしている。しかし、運動場等の校舎外は点検していない。 ②点検するようになってはいるが、動かないことの点検だけで、固定の確認はしていない。定期点検時だけで、使用前点検は行っていない。	①掃除等をするときに、一緒に安全点検をしている。	①点検について、各自で行っており、相談や指導が必要と感じたとき指導している。日常点検は、使用前・使用後点検を自分ではしているし、他の人もしていると思う。			①点検担当者から書類を受け取り、異常があるときは、教頭へ報告する。チェック体制は出来ていない。細かい点検基準ではないので、記載がない。 ②安全教育担当者の（ア）が点検表を配布することを忘れていた。	①ゴールのサイズは、縦2メートル、横3メートル、重量約70キロ ②安全点検に関することは、各学校で決定しており統一されたものではない。

	校長	教頭	教務主任	担任②	養護教諭	その他（担当・外部指導者等）	教育委員会等
安全 教育	安全学習		①体育の安全学習 ・固定施設の使い方・利用時の安全 ②合同体育の設定	①体育の安全学習 ・固定施設の使い方・利用時の安全 ②本時の体育に関する指導		①体育の安全学習 ・固定施設の使い方・利用時の安全 ②スポーツの外部指導者の安全学習	
	質問・意見等		①どのように組織し、時数の配当を行っているか。 また、当時サッカーゴールの安全点検は行ったか。 ②2クラス合同体育は普段から実施されているのか。合同の場合、先生の役割は、どのようになっているのか。	①体育の安全学習 ・単元のはじめや授業前に、サッカーゴールの安全点検は行ったか。 ②前日、マット運動（1/6）を実施し、翌日、何故、2月予定のサッカーをしたのか。 また、週案では、1月20日予定を13日に変更し、実施しているが、連絡調整は誰にしたのか。 ・試しのゲームとあるが、1/13の単元のはじめでゲームはできるのか。		①体育の安全学習 ・単元のはじめや授業前に、体育施設・器具等の安全点検は行っているか。 ②外部指導者に安全教育が施されているか。	
	聞き取り結果		①組織していない。時数の配当を行っていない。サッカーゴールの安全点検は行っていない。 ②毎週金曜日を合同体育の日と定めている。	①授業前の安全点検は実施していない。 ②芝生の運動場は、雨が降ると滑りやすくなり授業で使用できる状態になるには日数を要する。翌週が雨の予報であったため、授業内容を入れ替えた。事故の前日、口頭により教頭や児童たちに対して芝生の状態を条件にサッカーの授業を行う可能性もあることを伝えた（本来、週案の変更は事前の報告の必要があるが、事後がほとんど）。 ③授業時間のうち35分間は、パスやドリブルの練習を行い、残りの10分間をゲームに充てた。		①プール、マット、跳び箱の安全点検は行っている。 ②外部指導者への安全教育は行っていない。	
	安全指導		①教育課程の編成 「安全に行動のできる態度の育成を図る」 ②危機管理に関する対応訓練や「研修」設定	①「健康安全に留意し」等の態度に関する指導	①校内研修：一般研修 ・危機管理に関する研修設定なし	①校内研修：一般研修 ・危機管理に係る研修設定なし ②スポーツの外部指導者の安全指導	
	質問・意見等		①昨年度の事故等を踏まえ、教育課程の編成上、特に、工夫されたことはあるか。 ②教育課程の編成に選択・配置されているのか。	①この態度に関する指導が計画的に行われ、その評価も行われたのか。 ・ゴールポストにぶら下がらないなどの指導はあったのか。	①危機管理に関する校外研修等に参加したか。	①危機管理に係る校外研修に教職員は参加しているか。 ②外部指導者へ安全管理等の使用義務を課しているか。	
	聞き取り結果		①1・2年生：校内での信号機（教材）を使用しての交通指導 3年生：校内での自転車の乗り方指導 5・6年生：校外での交通安全教室 ②選択・配置はなされていない。	①計画的な指導や評価は行われていない。 ・用具等の使用方法については、指導していたが、特に、ゴールにぶら下がらないなどの個別的な指導はなされていない。	①参加していない。	①平成28年度は、学校安全教育担当者である（ア）が研修に参加。 ②課していない。	

Ⅶ. 学校の運営組織等

1. 校務分掌組織



2. 主任等の職務内容

職・分掌	職務内容
校長	<ul style="list-style-type: none"> ○校務をつかさどり所属職員を監督する。 ・学校運営に必要な一切の事務を掌握して処理する権限と責任 ・法令上及び教育委員会から委任された職務の遂行 ・所属職員の監督 ・校務の適正化 ・学校教育目標、学校経営方針、年度の重点目標設定 ・教育課程の編成及び管理 ・校舎施設管理 ・ 渉外
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○校長を助け校務を整理する。 ・校長の職務遂行の補佐、内部委任による校長の職務代理 ・校務に関する連絡調整 ・指導助言 ・ 校務分掌組織の立案 ・諸公簿の統括及び管理 ・指導要録の保管、管理 ・諸会議の運営 ・ 日課の構成 ・教育課程の編成及び管理 ・若年教師の育成計画及び実施 ・ 渉外
主幹教諭 (教務担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○校長及び教頭を助け、学校運営に参画し、児童・生徒の教育をつかさどるとともに、命を受けて担当する校務について、一定の責任と権限を持ってとりまとめ整理し、他の教諭等に指示する。 ・教育課程の編成・実施・評価 ・教育課程の諸領域の年間計画の作成、実施調整 ・教務関係の調査統計の資料作成及び保管 ・学習指導に関する連絡調整、指導・助言 ・学力向上部、生活力向上部への指導・助言 ・ 若年教師の育成
ブロック主任 低 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の監督を受け、学年の教育活動に関する連絡調整・指導助言をする。 ・学校教育目標、各学年目標の具現化 ・学年会の企画運営、学年間の連絡・調整 ・学級担任への指導・助言 ・学年行事の企画立案 ・保護者との連携、連絡調整
2部会主任 勃 健	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の監督を受け、子どもの成長を促す方策を示す。 ・2部会の開催 ・ 月目標の具体的な方策の提示 ・月目標に対する評価と改善の方策についての話し合い ・月目標に対する児童への見える化をもとにした意欲付け
保健主事 衛生推進者	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の監督を受け、保健に関する事項の管理にあたる。 ・学校保健安全計画立案及び実施 ・学校保健委員会の組織運営 ・学校保健関係の調査統計の計画・整理
研究主任	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の監督を受け、研究研修に関して連絡・調整、指導・助言をする。 ・研究主題の設定と研究構想の立案 ・研究推進計画の立案と実施 ・研究に対する指導・助言 ・教育調査の実施とまとめ ・研究集録の作成計画
生徒指導 主任	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の監督を受け、生徒指導に関する連絡調整、指導・助言をする。 ・生徒指導の全体計画の立案及び実施 ・生徒指導に関する事項の指導・助言 ・生徒指導の立案・実施 ・問題行動に関する指導組織の構成と運営 記録の整理 ・関係機関との連絡及び連絡・調整

<p>教科主任 別頁</p>	<p>○校長の監督を受け、教科に関する連絡調整、指導・助言をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画の立案と実施 ・教科指導統括 ・効果的な学習指導の工夫と情報提供 ・設備、備品の管理 ・調査・統計及び処理
<p>学級担任 別頁</p>	<p>○校長の監督及び学年主任の指導を受け、学級経営及び児童の指導にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の指導 ・学級経営案の作成、実施 ・学級事務 ・学級環境の整理・管理 ・児童に関する調査統計及び処理 ・学年・学級情報の提供(学年便り、学級便り) ・保護者との連携
<p>養護教諭</p>	<p>○校長の監督を受け、保健主事と相互に連携し協力しながら児童の養護をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健情報の処理 ・保健指導 ・保健室の運営 ・ケガ、病気の救急処置 ・学校環境衛生の実施 ・健康診断、健康相談の実施 ・保健に関する諸帳簿の整理 ・保健に関する調査統計の整理
<p>事務主査</p>	<p>○校長の監督を受け、学校事務の処理にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務の統括 ・学校経理の統括 ・公文書等の整理及び処置 ・校舎内外の営繕に関する事務 ・共同事務実施における若年事務職員への指導・助言
<p>学力向上 コーディネーター</p>	<p>○学力向上プランの推進、各学級への取組の支援や達成状況の共有等、校内の学力向上対策の企画・推進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上プランの検証計画 ・学力向上プランの検証 ・学力実態調査、学習指導における評価、日常的な指導の成果等の分析 ・学力向上を目指す授業づくりの推進 ・学力の基礎を培う活動の充実
<p>道徳教育 推進教員</p>	<p>○実効性のある指導体制を構築し、組織的に道徳教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の指導計画の作成 ・全教育活動における道徳教育の推進、充実 ・道徳の時間の充実と指導体制 ・道徳用教材の整備・充実・活用 ・道徳教育の情報提供や情報交換 ・授業の公開など家庭や地域社会との連携 ・道徳教育の研修の充実 ・道徳教育における評価
<p>特別支援教育 コーディネーター</p>	<p>○特別支援教育に関して、校内外の関係者の間を連絡調整し、児童への支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の相談の窓口 ・校内の教員の相談の窓口 ・校内外の関係者との連絡・調整 ・地域の関係機関との連絡・調整連携とネットワークの構築 ・教育的支援の充実

3. 学級別時間割

1年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	国語	算数	国語	算数	1	国語	国語	算数	算数	算数
2	算数	算数	体育	音楽	体育	2	算数	算数	体育	音楽	体育
3	体育	国語	国語	国語	国語	3	体育	国語	国語	国語	国語
4	国語	道徳	生活	生活	学活	4	国語	道徳	生活	生活	学活
5	生活	音楽	国語	図工	国語	5	生活	音楽	国語	図工	国語
6	●	●	●	図工	●	6	●	●	●	図工	●

1年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	国語	算数	国語	算数	1	国語	国語	算数	算数	算数
2	算数	算数	体育	音楽	体育	2	算数	算数	体育	音楽	体育
3	体育	国語	国語	国語	国語	3	体育	国語	国語	国語	国語
4	国語	道徳	生活	生活	学活	4	国語	道徳	生活	生活	学活
5	生活	音楽	国語	図工	国語	5	生活	音楽	国語	図工	国語
6	●	●	●	図工	●	6	●	●	●	図工	●

2年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	算数	算数	国語	算数	国語	1	算数	算数	国語	算数	算数
2	体育	国語	算数	国語	国語	2	体育	国語	算数	国語	国語
3	国語	体育	国語	国語	体育	3	国語	体育	国語	国語	体育
4	国語	国語	音楽	音楽	算数	4	国語	国語	音楽	音楽	算数
5	生活	図工	生活	道徳	生活	5	生活	図工	生活	道徳	生活
6	●	図工	●	学活	●	6	●	図工	●	学活	●

2年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	音楽	国語	国語	音楽	国語	1	音楽	国語	国語	音楽	国語
2	体育	国語	生活	国語	算数	2	体育	国語	生活	国語	算数
3	算数	体育	生活	算数	体育	3	算数	体育	生活	算数	体育
4	国語	算数	算数	国語	国語	4	国語	算数	算数	国語	国語
5	国語	図工	国語	道徳	生活	5	国語	図工	算数	道徳	生活
6	●	図工	●	学活	●	6	●	図工	●	学活	●

3年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	体育	算数	理科	国語	1	国語	体育	算数	理科	国語
2	国語	国語	図工	算数	社会	2	国語	国語	図工	算数	社会
3	社会	算数	国語	国語	算数	3	社会	算数	国語	国語	算数
4	算数	理科	音楽	体育	国語	4	算数	理科	音楽	体育	図工
5	総合	音楽	体育	国語	理科	5	総合	算数	体育	国語	理科
6	総合	道徳	代書	学活	●	6	総合	道徳	代書	学活	●

3年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	理科	国語	体育	算数	1	国語	理科	国語	体育	算数
2	算数	算数	音楽	道徳	理科	2	算数	算数	音楽	道徳	理科
3	社会	国語	算数	国語	理科	3	社会	国語	算数	算数	理科
4	国語	国語	図工	算数	社会	4	国語	国語	図工	算数	音楽
5	総合	図工	体育	国語	国語	5	総合	社会	体育	国語	国語
6	総合	体育	代書	学活	●	6	総合	体育	代書	学活	●

4年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	算数	体育	1	国語	算数	国語	算数	体育
2	算数	国語	算数	国語	国語	2	算数	国語	算数	国語	国語
3	理科	音楽	国語	体育	算数	3	理科	音楽	国語	体育	算数
4	音楽	体育	算数	国語	学活	4	音楽	体育	学活	国語	社会
5	社会	理科	道徳	総合	国語	5	社会	理科	道徳	総合	図工
6	社会	理科	クラブ 委員会	総合	図工	6	社会	理科	クラブ 委員会	総合	図工

4年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	算数	体育	1	国語	算数	国語	算数	体育
2	道徳	国語	国語	国語	算数	2	道徳	国語	国語	国語	算数
3	算数	国語	算数	国語	国語	3	社会	国語	算数	総合	国語
4	体育	音楽	体育	総合	理科	4	体育	音楽	体育	総合	理科
5	理科	社会	学活	総合	算数	5	理科	社会	学活	図工	算数
6	理科	社会	クラブ 委員会	図工	音楽	6	理科	社会	クラブ 委員会	図工	音楽

5年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	算数	国語	国語	社会	国語 外国語	1	算数	国語	国語	社会	国語 外国語
2	国語	算数	社会	算数	外国語	2	国語	算数	社会	算数	外国語
3	社会	理科	音楽	国語	理科	3	社会	理科	音楽	国語	理科
4	総合	理科	算数	家庭	算数	4	総合	理科	算数	国語	算数
5	体育	図工	道徳	音楽	体育	5	体育	家庭	道徳	算数	体育
6	学活	図工	クラブ 委員会	体育	総合	6	学活	家庭	クラブ 委員会	図工	総合

5年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	図工	国語	国語	算数	外国語	1	図工	国語	国語	算数	外国語
2	総合	理科	算数	国語	国語	2	図工	理科	算数	国語	国語
3	国語	算数	体育	理科	算数	3	国語	算数	体育	理科	算数
4	算数	社会	社会	理科	国語	4	算数	社会	社会	理科	算数
5	体育	家庭	総合	体育	音楽	5	体育	家庭	総合	総合	音楽
6	学活	道徳	クラブ 委員会	音楽	社会	6	学活	家庭	クラブ 委員会	道徳	社会

6年1組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	算数	理科	国語	算数	1	国語	算数	理科	国語	算数
2	算数	体育	理科	社会	国語	2	算数	体育	理科	社会	国語
3	社会	国語	算数	道徳	外国語	3	社会	算数	算数	道徳	外国語
4	理科	社会	国語	算数	体育	4	理科	社会	国語	算数	国語
5	音楽	図工	学活	総合	国語	5	音楽	図工	学活	総合	家庭
6	体育	図工	クラブ 委員会	総合	家庭	6	体育	音楽	クラブ 委員会	総合	家庭

6年2組 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	国語	算数	国語	理科	1	国語	国語	算数	国語	理科
2	社会	国語	国語	体育	算数	2	社会	音楽	国語	体育	算数
3	算数	社会	理科	算数	国語	3	算数	社会	理科	算数	国語
4	道徳	算数	理科	社会	外国語	4	道徳	算数	理科	社会	外国語
5	音楽	体育	学活	家庭	総合	5	音楽	図工	学活	算数	総合
6	体育	図工	クラブ 委員会	家庭	総合	6	体育	図工	クラブ 委員会	家庭	総合

なかよし3年 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	理科	国語	体育	算数	1	国語	理科	国語	体育	算数
2	生単	算数	音楽	算数	理科	2	生単	算数	音楽	国語	理科
3	社会	国語	自立	国語	理科	3	社会	国語	自立	算数	理科
4	国語	国語	図工	算数	社会	4	国語	国語	図工	算数	音楽
5	算数	図工	体育	生単	国語	5	算数	社会	体育	生単	国語
6	国語	体育	代 表 参 加	学活	●	6	算数	体育	代 表 参 加	学活	●

なかよし4年 担任名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	算数	体育	1	国語	算数	国語	算数	体育
2	生単	国語	算数	国語	国語	2	生単	国語	算数	国語	国語
3	理科	音楽	自立	体育	算数	3	理科	音楽	自立	体育	算数
4	音楽	体育	算数	国語	学活	4	音楽	体育	学活	国語	社会
5	社会	理科	国語	生単	国語	5	社会	理科	国語	生単	図工
6	社会	理科	代 表 参 加	算数	図工	6	社会	理科	代 表 参 加	算数	図工

学級指導支援 担当者名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2	1	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2
2	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2	2	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2
3	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2	3	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2
4	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2	4	1-2	1-2	1-2	1-2	1-2
5	1-2			1-2	1-2	5	1-2			1-2	1-2
6	4-1			1-2	4-1	6	4-1			1-2	4-1

学級指導支援 担当者名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1	1	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1
2	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1	2	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1
3	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1	3	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1
4	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1	4	6-1	6-1	6-1	6-1	6-1
5	6-1	6-1	6-1	6-1		5	6-1	6-1	6-1	6-1	
6						6					

学級指導支援 担当者名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	2-1	2-2	3-1	2-1	3-2	1	2-1	2-2	3-2	2-1	3-1
2	3-2	3-2	2-1	3-1	2-2	2	2-2	3-2	2-2	3-1	2-2
3	2-2	2-1	3-2	2-2	3-1	3	3-2	3-1	2-1	3-2	2-1
4	3-1	3-1	2-2	3-2	2-1	4	3-1	2-1	3-1	2-2	3-2
5	1-2	1-2			1-2	5	1-2	1-2			1-2
6	4-2	4-2			4-2	6	4-2	4-2			4-2

専科・理科 担当者名()

	A 週						B 週				
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1		5-1 理	6-1 理		6-2 理	1		5-1 理	6-1 理		6-2 理
2		5-1 理	6-1 理			2		5-1 理	6-1 理		
3			6-2 理	5-2 理	5-1 理	3			6-2 理	5-2 理	5-1 理
4	6-1 理	5-2 理	6-2 理	5-2 理		4	6-1 理	5-2 理	6-2 理	5-2 理	
5						5					
6						6					

VIII. おわりに

本件のような事故に関しては、平成 25 年に県外高等学校においてサッカーゴール転倒による死亡事故が発生しており、過去の教訓が活かされていなかったことが明らかとなった。

本報告書では、『学校経営・運営』・『安全管理（安全点検）』・『安全教育（学習・指導）』の 3 つの領域から提言を行っているが、大切なことは本件事故を踏まえて、各学校の教職員が当事者意識を持って日々の学校生活を営むことである。

また、教育委員会は二度と同様の事故を起こさないという強い意識を持って各学校を指導・助言をしていかなければならない。

本調査の結果が、明日からの学校現場の安全管理・安全教育につながり、子どもたちのかけがえのない生命を守っていただくことを願って報告としたい。